

令和5年度 部活動における活動方針

令和5年4月1日
伊仙町立南繩中学校

1 策定の趣旨

全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ，文化・科学等における生徒の主体的な活動環境を構築するという観点に立ち，主に運動部活動が以下の点を重視して，地域，学校，競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ，生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに，バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 部活動は，生徒の自主的，自発的な参加により行われるものであり，学校は学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り，適正な時間管理の下，合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。
- 国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」，伊仙町の「運動部活動の在り方に関する方針」等に則り，運動部活動の在り方について毎年検討し，課題については改善に取り組む。

2 具体的な活動方針

(1) 学校教育の一環としての運動部活動（部活動の基本的な考え方）

- ① 運動部活動は，生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから，学校の教育目標及び経営方針に基づき，計画的に実施する。
- ② 運動部活動は，学校としての組織力を高めながら，学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく必要がある。
- ③ P T A総会やHP等を利用して，学校としての運動部活動の活動方針について広く発信し，理解を求める。

(2) 適切な運営のための体制整備

- ① 部活動方針の策定等
「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を公表する。
- ② 部活動の指導・運営に係る体制の構築
 - ア 生徒の安全確保，指導内容の充実，顧問の業務の適正化を図る観点から，円滑に部活動の運営ができるよう，部活動の数の調整を図る。
 - イ 部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動運営委員会」を設置し，保護者や地域のスポーツ等関係者等も加え練習内容や時間（量），学校・保護者・地域間の連携方策について，十分な理解と協力を得る。
 - ウ 各部活動の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により，状況の把握に努める。
 - エ 近隣の学校間との連携を充実させ，指導に関する情報等の共有を図る。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 適切な指導の実施
 - ア 校長及び部顧問は，文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り，生徒の心身の健康管理，事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - イ 部顧問は，科学的な見地に基づき，計画的に休養日を設定することが必要なこと，また，過度の練習は，必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
 - ウ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から，部活動経営の「R P D C Aサイクル」を着実に実施する。
 - エ 勝利至上主義的な部活動の在り方を見直し，生徒の主体性を尊重しながら，バランスのとれた育成ができる活動に努める。
 - オ 練習計画に基づいた活動に努める。大会前等でも時間延長は認めない。

カ 定期テスト直前や直後に地区中体連大会のシード権がかかる大会が開催される場合は、職員会議等で練習計画を提案し、承認されたうえで1時間程度実施する。

月	下校時刻	月	下校時刻	月	下校時刻
4～9月	18:30	10月	18:10	11月～1月	17:30
2月	17:50	3月	18:10		

※ 部活動の終了時刻は、下校時刻10分前を目途とする。

② 熱中症事故等の防止

校長及び部顧問は、暑さ指数(WBGT)等により環境温度の測定を行い、環境省の「運動に関する指針」を参考にするなど、熱中症事故等を防止するための対応を徹底する。

(4) 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、下記を基準とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

部活動休養日及び活動時間の基準

- 1 週当たり2日(原則として水曜日と土・日のどちらか1日)以上の休養日を設ける。
(水曜日は、ノー部活動デー・定時退校日に位置付ける。)
- 2 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、休業日(土・日・祝日等及び長期休業中)は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等は除く。
- 3 学校閉庁日(8月11～17日)、始業式・終業式の日等、職員が指導できない日は休養日とする。
(附則)

- ※ 長期休業中の活動は、この基準に準じた扱いとする。
- ※ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。
- ※ 学校休業日に大会や練習試合への参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の活動日の活動時間をもって調整する。
- ※ 部活動毎に活動の実態を考慮し、月間・年間単位での活動頻度を調整しながら、活動時間や参加する大会の数の上限の目安の設定に努める。
- ※ 原則として毎月第3日曜日(町クリーン作戦の日)の午前中は、地域行事に参加させる体制づくりをする。

(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

① 開設部活動

部活動として次の部活動を置く。 野球部、男子バレー部、女子バレー部、女子ソフトテニス部

② 生徒のニーズを踏まえた対応

生徒の多様なニーズを踏まえ、特設部(陸上・水泳・剣道・空手・駅伝など)の活用や部員数の減少により本校単独で活動が困難な場合には合同チームでの出場等の取組みを推進する。

③ 地域との連携

地域のスポーツ・文化団体やスポーツ少年団との連携を図り、保護者の理解と協力による学校と地域がともに生徒を育成するという観点に立った地域におけるスポーツ・文化環境の整備を推進する。

(6) 参加する大会等の見直し

- ① 校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。
- ② 運動部の中体連総体や新人大会、その他協会主催の大会等への参加は、生徒・指導者の精神的・身体的負担や保護者の経済的負担も考慮しながら、精選・調整し、1か月当たり1大会を目安とし、年間では多くとも12大会までとする。